

Interview

経済産業省の化学物質管理政策と最近の動向について



山岡氏 2020年1月号に続き、あらためて化学物質管理政策に関する動向を伺いました

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課
課長補佐(企画調整担当) 山岡 直樹 (やまおか なおき)

ストックホルム条約にかかわる国際会議での議論や、化審法、化管法、水銀法などの国内法令の進捗、押印廃止をはじめとした申請手続きの簡素化、そして化学物質管理のこれからについて、経済産業省の所管する化学物質管理政策における最近の動向を、前回2020年1月号に続き、化学物質管理課 山岡氏にご紹介いただきました。コロナ禍の中であらゆるスケジュールに影響は及んではおりますが、2020年を越えてもSAICMの精神に基づいた様々な議論や施策が継続されています。

ストックホルム条約に関する動向

— お忙しいところお時間をいただきありがとうございます。本日は化学物質管理に関する最近の動向を色々ご紹介いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。それでは、はじめにストックホルム条約に関連する動向についてお話しだけでもすでしょうか。

山岡 こちらこそ、どうぞよろしく願いいたします。ストックホルム条約に関しては、今年の1月にPOPRC16(「残留性有機汚染物質(POPs)検討委員会」第16回会合)が開かれました。POPRCといいますのはCOP(締結国会議)に先行して技術的プロセスを踏む

ために行われる会合のことで、ここに各国の有識者、アカデミアの方々にお集まりいただいて、残留性有機汚染物質(POPs)の検討を進めます。普段はイタリアに集まって会合を開いているのですが、今年は新型コロナウイルスの影響もありオンライン上で1週間みっちり議論しました。

議論の対象となったのが、デクロランプラス(主な用途は難燃剤)、UV-328(紫外線吸収剤)、メトキシクロル(農薬)というものでした。とくに最初の二者につきましては、興味をお持ちの方も多いかと思っておりますので、議論の状況をご紹介します。

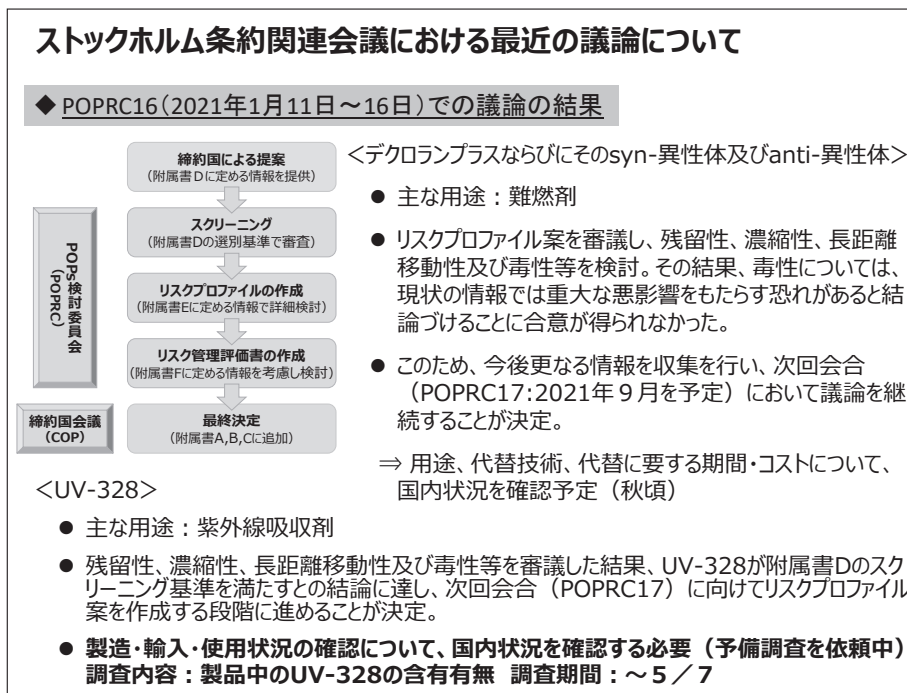
物質の廃絶が決定されるまでのプロセス(締約国による提案→スクリーニング→リスクプロファイルの作成→リスク管理評価書の作成→最終決定)はこちらのようになりますが(図表1)、リスクプロファイルの作成の段階にあったデクロランプラスについては、今回、「毒性」の情報量が少なく次のプロセスに進められませんでした。これはPOPRC17で引き続き議論される予定です。ただし廃絶に向けての大きな流れに変化はないと思われますので、秋頃には、それを前提にして用途や代替化の動向など、業界の方々に確認させていただくことを予定しております。

一方UV-328は、今回、スクリーニングの段階を通過しました。POPRC17では次のステップであるリスクプロファイルの作成の段階に入ります。まさに現在、次のステップに先駆けて、5月半ばころまでの予定で、

製造・輸入・使用状況を業界団体に予備調査をしているところです。

いずれの物質につきましても国内での状況はまだ調査の結果が出ていませんので、廃絶によるインパクトがどの程度の規模のものになるのか完全には読み切れていません。廃絶に向けた今後の予定(最短のスケジュール)をまとめましたので、ご参照ください(図表2)。

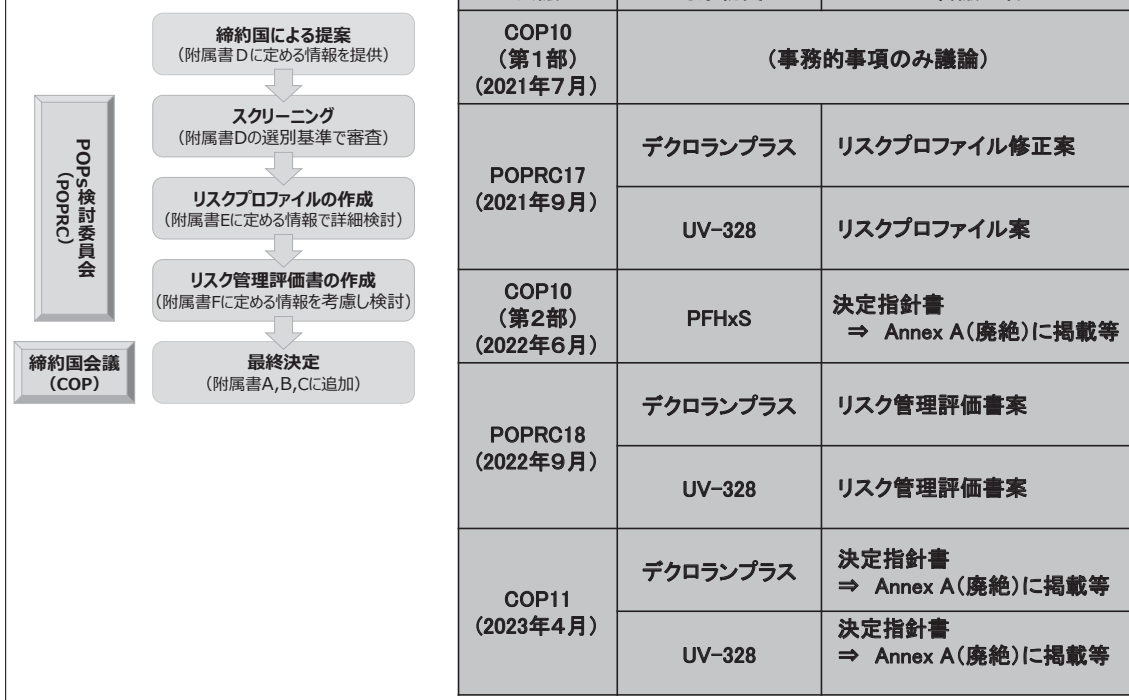
なおPFHxSにつきましては、来年6月に予定されているCOP10(第2部)で附属書A(廃絶)に掲載されることが決定される予定になっています。こちらは業界の方々もすでに廃絶されることを前提にご準備いただいていることもあって、インパクトは小さく済むのではないかと考えています。



図表1 POPRC16(2021年1月11日～16日)での議論の結果

ストックホルム条約関連会議における最近の議論について

◆ 今後のスケジュール(予定)



図表2 今後のスケジュール(予定)

PFOAに関する化審法第一種特定化学物質指定のスケジュール

— 有機フッ素化合物については、前回2019年のCOP9でもPFOAの附属書Aへの掲載が決定していますが、国内の化審法への影響ということについてはどのような状況になっているのでしょうか。

山岡 「PFOAとその塩、関連物質」は2019年5月のCOP9で正式に廃絶対象となり、化審法の中でも第一種特定化学物質として指定するプロセスが進んでいます。しかしながら、「関連物質」とは何か？というところで、現在のところまだ少し情報が不足しており、慎重な対応が求められています。とはいうものの、ス

トックホルム条約で正式に廃絶対象となりましたので、やはり第一種特定化学物質への指定は進めなければなりません。「PFOAとその塩、関連物質」と「関連物質」との2段階での政令改正を予定しています(図表3)。

半導体のレジスト材などが一部この「関連物質」なのではないかといわれておりますが、間もなく切り替わるということを業界の方々からも伺っていますので、こちらも比較的小さなインパクトで対応できるのではないかと考えています。

英国版化学物質管理 (UK REACH) と BREXIT 後の英国について

(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)

ロンドン事務所長 中石 齊孝 (なかいし なりたか)

はじめに

2020年12月31日23時、英国国会議事堂ビッグベンの鐘の音がテムズ川に響き渡り、英国のEU離脱(BREXIT)に続く移行期間が終了して英国がEUから完全に離脱した。難航を極めた英EU間の将来関係交渉は年末ギリギリの12月24日に妥結し、関税ゼロ・割当ゼロを内容とする通商・協力協定(TCA)が新たに英EUで結ばれることになった(図表1)。

2021年1月1日から英国とEUとの間に国境が復活したが、これが意味したのは貿易・税関手続き、規制・許認可手続き、税金・手数料の納付の発生であった。さらに、EU側は英国との間で相互承認、相互認証、同一性評価を行うことにおいても消極的姿勢を取り続け、ドーバー海峡には「非関税障壁」という高い壁が生まれることになった(図表2)。

国境では手続き待ちのトラックの列が連なり、鮮度が落ちた海産物をその場で廃棄する事業者も出た。何とか入国できたトラックの運転手は、持ち込み禁止となったハムチーズサンドイッチを検疫官から取り上げられ、パンだけでも残したいという要望も聞き受けられなかった。WTO事務局は今回のことを「史上初のFTAと非関税障壁の設立を行った交渉」と評し、EUは「お望み通りの結末」と突き放している(図表3, 4)。

BREXIT後は全ての分野において英国独自の制度を設立することになったが、事業者の混乱を避けるべく、安全規制、環境規制については、まずは現行のEU制度と同じものを立ち上げることになった。化学物質管理分野についても、EUの規制制度とほとんど同じ趣旨のものを導入することになった。なお、TCAでは、現在の規制レベルを著しく後退させないことや、どちらからの要請により規制レベルの均衡を図る交渉メカニズムが規定されている。

- 全品目で関税ゼロ・割当なし、EV等での原産地規則の特例、英EU間の完全累積、WTO・TBT協定準拠。
- 外資制限/役員国籍条項の撤廃、商用短期滞在90日間可能、金融クロスボーダー取引/英国法・国際法務可能。
- 国家補助：独立組織を双方で設置、司法対象。対抗措置・異議申立て・濫用には補償義務。
- 規制バランス：環境や労働等の規制レベルの後退を認めない不可逆条項、専門家パネルの設置。
- 均衡修正：一方の要請に基づき協定条項の修正協議を開始(仲裁パネルの承認により短期的修正措置もあり)。
- 紛争処理：まず英EU間での協議、次に独立した仲裁パネルによる調停(違反是正、補償)。調停が実行されない場合には協定義務履行の停止。別途、深刻に困難な状況下では最低限・短期的な一方的救済措置を発動可能。
- 漁業：英国水域でのEU割当の25%を5年超で英国へ段階的に返還。毎年の交渉により漁獲量、水域を決定。

図表1 英国・EU通商・協力協定(TCA)のポイント

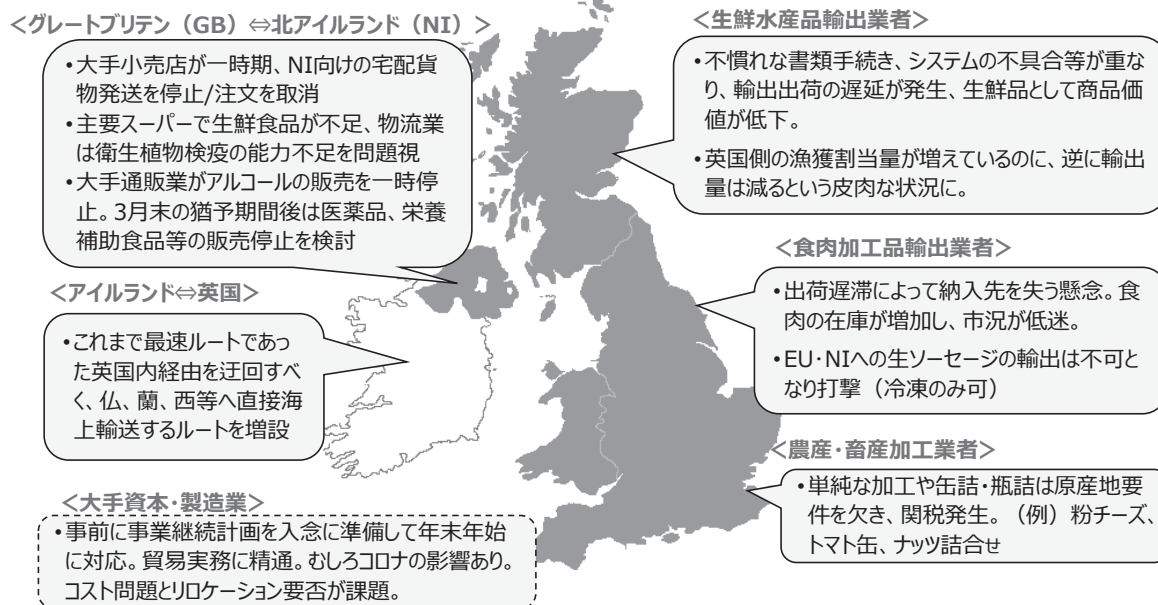
(出所)2021年2月9日 ジェトロBREXITセミナー資料「BREXIT後の英国」ヒアリング、各種報道等を基にジェトロ作成

図表 2 BREXIT により生じた非関税障壁

(出所)2021 年 2 月 9 日 ジェトロ BREXIT セミナー資料「BREXIT 後の英国」ヒアリング、各種報道等を基にジェトロ作成

事業者を悩ます非関税障壁 “teething problems” or “structural issues”				
	お役所手続き	手数料・税金	許認可の再取得	北アイルランド
問題点	<ul style="list-style-type: none"> RED TAPE：各種書類作成、煩雑な手続き インフラ、人手不足 原産地証明、SPS発生 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出入に係る諸コスト：取扱い手数料、保管手数料、運送サーチャージ、VAT、税務処理 	<ul style="list-style-type: none"> シングルパスポートを失い、EU各国で個別に許認可の取得、基準認証適合性の証明が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 北アイルランドと英国本土の間で税関手続き、北アイルランドはEU規制に依拠
影響大	<ul style="list-style-type: none"> 鮮度が重要な海産物 事務負担能力が乏しい中小企業、個人事業主 	<ul style="list-style-type: none"> 多品種少量・低単価商品 中小企業、個人事業主 	<ul style="list-style-type: none"> 金融、物流等の許認可業 会計、法務等の専門資格 基準認証が必要な製品 	<ul style="list-style-type: none"> 食品、日用雑貨等のドメスティック製品 薬品等の規制品
見通し	<ul style="list-style-type: none"> インフラ整備/DX化、職員の習熟度向上 鮮度ビジネスは困難 原産地証明は明暗 	<ul style="list-style-type: none"> 民間コストは変動 公的コストは不変 	<ul style="list-style-type: none"> 他のFTAでは同等性評価/相互承認、MRA相互承認 	<ul style="list-style-type: none"> 国内に一国二制度を抱えることになり、構造的矛盾を露呈

- 新型コロナウイルス感染拡大による物流の混乱に加えて、鮮度低下といった時間コスト、検疫/衛生等の規制コストの発生のため、食品関連輸出業に深刻な影響が発生。中小企業度の高さも背景に。
- 北アイルランドは、同じ国内なのに本土との間に税関国境を置くという構造的矛盾に直面。



図表 3 BREXIT による食品・小売・物流への影響

(出所)2021 年 2 月 9 日 ジェトロ BREXIT セミナー資料「BREXIT 後の英国」ヒアリング、各種報道等を基にジェトロ作成

米国 危険有害性周知基準(HCS) 改正の動向

SDS研究会 代表 吉川 治彦(きっかわ はるひこ)

はじめに

米国ではOSHA(労働安全衛生局)が危険有害性周知基準(Hazard Communication Standard:HCS)へ国連のGHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)改訂3版を2012年に導入し(HCS 2012)¹⁾、化学品の取り扱いにおける情報提供の仕組みを作り、労働者の保護に取り組んでいる。2021年2月16日、HCS 2012へGHS改訂7版²⁾の内容を導入する改正提案が公表された^{3,4)}。改正提案は、Docket No. OSHA-2019-0001とされていることから、本稿では、この改正提案をHCS 2019と呼称することとし、その概要をまとめた。なお、改正提案へのパブリックコメントは2021年4月19日で締め切れ、その結果を受けて、法改正の段階へ進むと考えられる。

1. HCS 2019 改正提案の構成

米国連邦規則(Code of Federal Regulations)において、労働安全衛生規則は、「29 CFR PART 1910」に定められている。労働安全衛生規則は更にサブパートに分かれており、有害性および危険性物質に関してはサブパートZに記載され、このサブパートZの1910.1200に現行の規則としてHCS 2012の本文である1910.1200 Hazard communicationがあり、さらに6つの付属書(Appendix A～F)が記載されている。今回改正提案として公表されたHCS 2019は、

本文の他4つの付属書(Appendix A:Health Hazard Criteria(Mandatory), Appendix B:Physical Hazard Criteria(Mandatory), Appendix C:Allocation of Label Elements(Mandatory), Appendix D:Safety Data Sheet(Mandatory))があるが、HCS 2012にあった2つの付属書Appendix E:Definition of “Trade Secret”(Mandatory)およびAppendix F:Guidance for Hazard Classifications Re:Carcinogenicity(Non-Mandatory)は今のところ改正提案が公表されていない。

2. HCS 2019 の3つのポイント

HCS 2019は、(1)GHSの改訂7版に準拠した新しい危険有害性、注意書きなどの追加、(2)米国運輸省(DOT)との連携やカナダのGHS(WHMIS 2015)との整合性、(3)小さな容器のラベル表示の簡素化などによる実施方法の改善といったポイントが示され、これらを通じて労働者の保護を強化することが謳われている。

3. 本文 1910.1200 Hazard communication の 主な改正点

(a)目的

GHS改訂3版から7版準拠へ修正することが明記された。

(b) 範囲および適用

微粒子状の化学品の製造業者または輸入業者は、基準の対象となる危険有害性を示さないことを立証できる場合、HCS 2012 の適用は除外されていた。この規定に、他に分類されない危険有害性(HNOC)を引き起こさない場合も除外されることが追記された。これは、危険有害性のある微粒子状の化学品を評価する際に、HNOCも含めすべての危険有害性を考慮する必要があることを示していると考えられる。

(c) 定義

「出荷用のための発送」の定義が追加された。これは、配布または販売される形態でパッケージ化し、ラベル表示された化学品を意味しており、新しい危険有害性情報を入手した際のラベル表示の修正について後述の(f)でOSHAが提案している新しい用語となる。

「ばら積み貨物」の定義が追加された。「ばら積み貨物」とは、タンクローリー、鉄道車両、海上コンテナで輸送される化学物質を意味することが明記された。これは、危険有害性のある化学物質の「ばら積み貨物」のラベル表示を後述の(f)で変更することと関連している。

「可燃性粉じん」の定義が追加された。「可燃性粉じん」とは、空気またはその他の酸化媒体中に分散すると、発火または発火時に爆発する可能性のある物質または混合物の固体微粒子を意味することが明記された。

「すぐ外側のパッケージ」の定義が追加された。これは、危険有害性のある化学品が入った容器を直接収納する外側のパッケージを意味しており、小さな容器のラベル表示の簡素化で後述の(f)と関連している。小さな容器に完全なラベル表示ができない場合、それを収納した「すぐ外側パッケージ」には、完全なラベル表示を記載する必要があるとされる。たとえば、小さなバイアル容器は、後述の(f)のようにそれを入れた「すぐ外側のパッケージ」に完全なラベル表示を行う。

「医師またはその他の認可された医療専門家

(PLHCP)」の定義が追加された。「PLHCP」とは、法的に許可された認可、登録、認証によりヘルスケアサービスの一部またはすべてを提供する責任を独自に提供または委任する個人を意味し、「医師および看護師」という語句を「PLHCP」という用語に置き換える。この用語は後述の(i)と関連している。

(d) 危険有害性分類

通常の使用条件下および予見可能な緊急事態下において危険有害性の分類を行うことが追記された。さらに、危険有害性の分類には、化学品の物理的形態の変化に関連する危険有害性、あるいは通常の使用条件下で化学反応に伴う危険有害性が含まれるとの文言も追記された。たとえば、エポキシ接着剤は、2つの個別のシリンジに分かれており、通常の使用条件下の混合で生じる反応による危険性はSDSにのみ記載し、ラベルには記載しないとされる。

(f) ラベルおよびその他の警告の形態

ラベル表示は、他に分類されない危険有害性(HNOC)に加えて、通常の使用条件下で他の化学物質との反応から生じる危険有害性の記載は必要ないことが追記された。

出荷された日付をラベルに記載することが明記された。また、出荷のために発送されたがまだ出荷されていない(「出荷のための発送」と(c)で定義)化学品のラベル表示の修正に関連する部分も併せて修正された。ラベル表示の修正は、新しい情報を入手してから6か月以内に行うことに変更はないが、「出荷のための発送」の場合は、ラベルを直す必要はないことが追記された。ただし、化学品の製造業者または輸入業者は、個々の製品の出荷ごとに修正したラベルを提供する必要があるとされる。

危険有害性のある「ばら積み貨物」のラベル表示は、印刷された形態ですぐに受領者側の労働者が認識できるように、直接コンテナに貼付するか、出荷書類、船荷証券、その他の方法や電子的な媒体で送信することが追記された。また、危険物輸送法(Hazardous



廃プラスチック貿易の規制動向と バーゼル条約

(独)日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外調査部国際経済課
柏瀬 あすか (かしわせ あすか)

プラスチックによる環境問題が国際的に注目され、廃プラスチックの輸出規制が始まっています。今回、ジェトロ 柏瀬氏に中国、東南アジア等の廃プラスチックに関する近年の規制動向をまとめていただきました。また、2021年1月に改正されたバーゼル条約の内容についても解説いただきましたので、ぜひご一読ください。

はじめに

プラスチックを取り巻く国際環境が変化している。2017年末に中国が廃プラスチックの輸入を禁止したことで、世界最大の廃プラスチック市場が閉ざされた。その後、一時は東南アジアが中国の代替地として注目を集めたが、これらの国々でも次々に規制が導入され、廃プラスチックは行き場を失いつつある。さらに、2021年1月1日から、改正されたバーゼル条約の附属書が発効し、リサイクルに適さない廃プラスチックの輸出が規制された。本稿では、貿易の観点から廃プラスチックに関する規制の動向を整理する。なお、本稿では、貿易という観点から廃プラスチックにかかわる規制を分析するため、貿易対象品目の分類に使用されるHSコード¹⁾を用いる。具体的にはHS3915(プラスチックのくず)を廃プラスチックと定義する。

1. 中国の廃プラスチック輸入規制

1.1 中国による規制導入

廃プラスチックの輸入規制の発端となったのは中国だった。中国は、2017年末から段階的に廃プラスチックの輸入規制を実施し、2017年末には主に生活由来の廃プラスチック8品目が輸入禁止となった。さらに、2018年末と2019年末には工業由来の廃プラスチックがそれぞれ16品目ずつ輸入禁止となった²⁾。

2017年7月27日、中国国務院は「海外ごみの輸入禁止と固形廃棄物輸入管理制度改革の実施計画^{3,4)}」(以下、計画)を發布し、環境への影響が大きく、国民の健康に大きな影響を与える固形廃棄物の輸入を2017年末から禁止するとした。同計画は5章18項目からなり、具体的には、2017年末までに生活ごみとして出される廃プラスチック、未処理の古紙、繊維系の廃棄物、バナジウムスラグなどの輸入を禁止することや、2018年末までに固形廃棄物を輸入できる港を

～ 各社の化学物質管理 ～

第 58 回

半導体産業でのフロンに関する 環境規制への対応と ニューフレアテクノロジーの取組み

(株)ニューフレアテクノロジー 描画装置技術部 技術管理グループ
佐倉 英俊 (さくら ひでとし)

はじめに

地球温暖化の問題が自然災害の形で顕在化している。産業界では早くから対応策を取ってきたが、本稿では温暖化ガスのひとつであるフロンに関して半導体産業の視点から解説する。

ニューフレアテクノロジーについて

ニューフレアテクノロジーは、2002年に東芝機械株式会社から半導体装置事業を継承して創業。以来、半導体製品の製造に用いられる最先端の電子ビームマスク描画装置やマスク検査装置、エピタキシャル成長装置を開発・提供している。

筆者の所属する電子ビームマスク描画装置部門では、露光装置向けフォトマスクを生産される世界各国のお客様に対して描画装置をお届けするため、技術部門が主体となって世界各国のフロン関連法規制に対応。また、ニューフレアテクノロジーは半導体産業の業界団体である SEMI の会員企業として安全・環境関係のスタンダード活動に参加しており、業界全体での情報収集・発信の一翼を担っている。